

広島県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(開示決定等の期限)

第三条 開示決定等は、開示請求があった日から十五日以内に行わなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第四条 開示請求に係る保有個人情報が発著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面に

より通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第五条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。）に対し開示請求をする者が法第八十九条第二項の規定により納めなければならない手数料の区分及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- 一 実施機関が法第八十二条第二項の決定をした場合
- 二 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合
- 三 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第六条 法第八十九条第三項の規定により納めなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第八十九条第四項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第八十九条第三項の規定により納めなければならない手数料の額と同一の額

二 法第八十五条（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

(審議会の設置)

第七条 知事又は実施機関の諮問に応じ、この条例に規定する事項について調査審議するため、附属機関として広島県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、この条例の規定を改正又は廃止しようとする場合には、審議会に諮問することができる。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 番号法第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取

扱いに関する事項

- 二 前号に掲げるもののほか、特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項
- 四 審議会は、前二項に規定する諮問を受けた場合において、知事又は実施機関に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織及び運営)

第八条 審議会は、委員六人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 事業者を代表する者

三 県議会の議員

- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 審議会は、その権限に属する事務を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第九条 知事は、毎年一回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(広島県個人情報保護条例の廃止)

第二条 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第一項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員

であつた者に係る旧条例第三条第二項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第二条第二項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第八条第三項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行前に旧条例第八条第二項の委託を受けた事務に従事していた者

二 前条の規定の施行前に旧条例第八条第四項の規定により同条第二項が準用される指定管理者の指定を受けた法人その他の団体が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

3 前条の規定の施行前に旧条例第九条、第二十二条又は第二十九条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第五十条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報（指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあつては、公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を用いて。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者

二 第二項第一号及び第二号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第五条 この条例の施行の際現に旧条例第四十四条の規定により置かれた広島県個人情報保護審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例第八条第二項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、その任命を受けたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 知事は、この条例の施行前においても、この条例第七条の規定により置かれる審議会
の委員の任命手続の準備行為を行うことができる。

3 この条例の施行前に委員であった者に対する旧条例第四十五条第七項の職務上知り得
た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第六条 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第四条中「広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第四十四条
第一項」を「広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十
三号)第七条第一項」に改める。

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第七条 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号)の一部を次のように
改正する。

第二条中「納めなければならない手数料(」の下に「広島県情報公開・個人情報保護
審査会に対して交付を求める場合の手数料を除く。」を加える。

別表(第五条関係)

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇円(用紙の両面を用いるときは、四〇円)
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇円(用紙の両面を用いるときは、二〇円)
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、規則で定める。